

平成26年第4回教育委員会定例会記録

平成26年2月26日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成26年 2月26日（水）午後 2時00分～午後 2時47分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場 俊一 委員 長 田中 奈那子
職務代理者

委員 對馬 初音 教育長 井出 隆安

欠席委員 委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 学校教育部長 玉山 雅夫
担当

生涯学習スポーツ 担当部長 本橋 正敏 中央図書館長 武笠 茂

教育企画課長 筒井 鉄也 特別支援課長 塩畑 まどか

生涯学習推進課長 濱 美奈子 済美教育センター所長 田中 稔

済美教育センター統括指導主事 出町 桜一郎 済美教育センター就学前教育担当課長 加藤 康弘

特命事項担当副参事（子供園担当課長） 寺井 茂樹 特命事項担当副参事（体育施設担当） 和田 義広

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 仲野 祥一

傍聴者数 1名

会議に付した事件

(議案)

議案第8号 杉並区幼稚園教育職員等の任免について

議案第9号 地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定及び再指定について

議案第10号 平成25年度 杉並区指定登録文化財の指定について

議案第11号 教育財産の用途廃止について

(報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 部活動活性化事業モデル実施について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (4) 指定管理施設の一部開場時間延長について
- (5) アンネ・フランク関連図書の影響について

目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案	
議案第8号 杉並区幼稚園教育職員等の任免について	17
議案第9号 地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定及び再指定について	4
議案第10号 平成25年度 杉並区指定登録文化財の指定について	5
議案第11号 教育財産の用途廃止について	7
報告事項	
(1) 学校運営協議会委員の任命について	8
(2) 部活動活性化事業モデル実施について	9
(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	12
(4) 指定管理施設の一部開場時間延長について	13
(5) アンネ・フランク関連図書の被害について	15

委員長 皆様こんにちは。ようやく気持ちがほっとするような暖かさになってきたかなというふうに思いますけれども、また今週末から冬の様子が戻ってくるというような話ですけれども、だんだんだんだん春に近づいてくるのかなというふうに思います。

それでは、ただいまから平成26年第4回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。本日は折井委員が欠席ですけれども、定足数は満たしておりますので、このまま議事を進めさせていただきます。なお、本日の議事録の署名委員は田中委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

本日の議事日程はご案内のとおり議案が4件、報告事項が5件となっております。

なお、日程第1、議案第8号の議案は人事に関する案件のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条により、この議案の審議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がないようですので日程第1 議案第8号につきましては、会議を非公開とし、報告事項の聴取の後に審議することといたします。

それでは審議の方に入らせていただきます。日程第2、議案第9号「地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定及び再指定について」の議案を上程し、審議いたします。学校教育担当部長からご説明をお願いしたいと思います。

学校教育担当部長 議会の総務財政委員会に学校支援課長が出ておりますので、私の方から代わって説明させていただきます。

議案第9号「地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定及び再指定について」、お諮りいたします。

地域に開かれた学校づくりを推進するため、杉並区教育ビジョン2012推進計画に基づき、毎年度、地域との連携協力の準備が整った学校から、順次、地域運営学校の指定を行っているところです。平成26年4月1日付で、東田小学校、高井戸東小学校、久我山小学校の3校を新規に指定することといたしたいと考えております。

また、平成22年4月1日に指定いたしました堀之内小学校、天沼小学校は4年間の指定期間が終了しますので、再指定を行うことといたします。

今回の新規指定、再指定を行うことによりまして、杉並区の地域運営学校は全

部で 26 校になります。また、平成 26 年度年度途中で、さらに 1 校の新規指定を目指して現在、準備を進めているところでございます。

説明は以上になります。議案の朗読は省略いたします。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案の説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にはよろしいですか。東田小学校、高井戸東小学校、久我山小学校が、新たな指定、そして、堀之内小学校と天沼小学校が再指定ということになります。

では、特にありませんので、議案第 9 号につきまして、原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議ありませんので、議案第 9 号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第 3、議案第 10 号「平成 25 年度 杉並区指定登録文化財の指定について」の議案を上程し、審議いたします。生涯学習推進課長からご説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 議案第 10 号「平成 25 年度 杉並区指定登録文化財の指定について」、お諮りいたします。

ページを 1 ページおめくりいただきまして、指定する文化財につきましては、有形文化財（書跡）、与謝野晶子自筆杉並区立桃井第二小学校校歌、及び関係資料の二点でございます。

もう 1 ページおめくりいただきまして、記載の校歌・関係資料につきまして、まず、説明をさせていただきます。

指定の種別につきましては、杉並区指定有形文化財（書跡）となります。

所在は、杉並区大宮一丁目 20 番 8 号、杉並区郷土博物館内でございますが、この自筆校歌につきましては、桃井第二小学校の校長室に飾られていたものでございまして、そちらをこの度の調査におきまして、郷土博物館の方に移したものでございます。

内容は、[A]として、与謝野晶子自筆校歌歌詞、一点。[B]として、与謝野晶子自筆「校歌発表の日に」原稿、一点。こちらは五枚になってございます。

[A]の年代は昭和 10 年（1935 年）以降と推測されます。形状は紙本墨書、額装でございます。[B]の原稿の方は昭和 11 年（1936 年）、こちらはペン書きで「遥青書屋（ようせいしょおく）」という印字が、左下にある黄色原稿用紙に書かれ

たものでございます。

内容についてご説明をさせていただきますと、この〔A〕の自筆校歌歌詞につきましては、歌人の与謝野晶子が作詞した旧東京市桃井第二尋常小学校、現在の杉並区立桃井第二小学校校歌の歌詞になります。晶子の歌詞に曲をつけて制作された校歌は、現在も同校で使用されております。

なお、歌詞は七・五調の文語定型詞の形式をとっており、1・2番では、「たかく聳〔そび〕ゆる富士の嶺〔ね〕」の眺望（1番）や「小川の流れさわやかに」学校の南を流れる善福寺川（2番）など、学校のある「都の西の荻窪」の自然景観を描写しております。歌詞の3番は子供たちの将来を祝福し、「いや栄えゆく日の本の我等は光る民たらん」と結んでおります。

〔B〕の与謝野晶子自筆「校歌発表の日に」の原稿は、昭和11年10月27日に行われました学校での校歌発表会で、晶子が用いたと思われる読み上げ原稿でございます。当初は、夫の与謝野鉄幹が作詞依頼を受けていましたが、鉄幹が没したために、第2代校長の花田長次郎から晶子が改めて依頼を受けたという校歌作詞の経緯や、また、この小学校の校歌の作詞を通じて、子供に対する意識が変化したことなどが述べられております。

晶子によれば、小学校の校歌としては、桃井第二小学校の校歌が初めて手がけた校歌であるとのことでした。

なお、この原稿の左下の枠外に、晶子の原稿用紙であることを示す「遥青書屋」の印字がございます。この「遥青書屋」というのは、関東大震災をきっかけに、晶子・鉄幹夫妻が昭和初期に移り住んだ荻窪の自宅の名で、校歌を手がけた桃井第二小学校から近い場所にありました。こちらは今、与謝野公園となっております。この場所にあった家屋の名称でございます。

指定理由につきましては、桃井第二小学校校歌は小学校のある荻窪・武蔵野の自然環境や特質を、同じ地域に住む与謝野晶子が描写したものでございます。また、晶子の自筆による校歌の歌詞とともに、この歌詞の作成経緯を物語る晶子自筆の原稿も存在しております。さらに、現在も使用されている校歌であり、晶子の詩への心が、今なお現代の子供たちの成長に寄与しているという観点から見て、〔A〕与謝野晶子自筆校歌歌詞、そして〔B〕与謝野晶子自筆「校歌発表の日に」の原稿、こちらは共に関連の深いものであり、杉並区の文化財として重要な資料といえます。そのため、提案理由といたしましては、杉並区文化財保護条例第31

条の規定による文化財保護審議会の答申を得ましたので、同条例第 14 条の規定に基づき、杉並区指定文化財とするために提案をさせていただくものです。

私から、以上になります。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

地域の方も、もう了解をしているということでしょうか。小学校の校長室から郷土博物館に移すというのは。

生涯学習推進課長 今、レプリカをつくっているところです。ずっと校長室の日の当たるところに額装されて、長期間飾られていましたので、だいぶ印字が薄くなってしまっておりますので、それを濃くレプリカを作成して、校長室にはそのレプリカを飾らせていただいて。あと、字がこれ以上、薄くならないような処理があると聞いていますので、今後、郷土博物館の方で、そういった処理をさせていただいたり、あるいは、光を遮るような額装に替えたりとか、保存のための処理をしていきたいと考えております。

委員長 わかりました。歴史上、本当に重要な中身のものがあるなということを改めて知りました。

それでは、特にご意見等ありませんので、議案第 10 号につきまして、原案のとおり可決して異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では異議はございませんので、議案第 10 号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございます。

続きまして、日程第 4、議案第 11 号「教育財産の用途廃止について」の議案を上程し、審議いたします。特命事項担当副参事（体育施設担当）からご説明をお願いいたします。

特命事項担当副参事（体育施設担当） 議案第 11 号「教育財産の用途廃止について」、ご説明申し上げます。

現大宮前体育館は本年 4 月 1 日、「杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例」が施行され、旧荻窪小学校跡地へ移転改築した大宮前体育館が新たに開館することに伴い、閉館となります。

つきましては、同日付で、当該建物及び土地の用途廃止を行う必要があることから、本議案を提出するものでございます。

議案の2枚目をご覧ください。用途廃止する財産、用途廃止年月日でございますが、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明にご意見等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議案第11号につきまして、原案のとおり可決して、異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

では、異議はございませんので、議案第11号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございます。

続きまして、日程第5、報告事項の聴取を行います。

それでは、初めに「学校運営協議会委員の任命について」の説明を学校教育担当部長からお願いいたします。

学校教育担当部長 「学校運営協議会委員の任命について」、ご報告申し上げます。

先ほど議案第9号にてご審議いただき、地域運営学校の新規指定、再指定を行いました東田小学校ほか4校につきまして、併せて協議会委員の委嘱を行います。

任命期間はいずれも平成26年4月1日から平成28年3月31日までになります。

また、杉並第一小学校、荻窪小学校、高井戸小学校、高井戸第二小学校、方南小学校、松ノ木小学校、天沼中学校、井草中学校、荻窪中学校及び向陽中学校につきましても、資料のとおり委員を任命することといたします。

高井戸小学校の笹原委員は、前任者の任期を引き継ぎますので、平成27年3月31日までの任期となります。また、井草中学校の指定期間が平成27年3月31日までになりますので、同校の照屋委員の任期も平成27年3月31日までとなります。その他の委員は平成28年3月31日までが任期となります。

私からの説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明にご質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

對馬委員 たくさん、10人ぐらいの委員が書いてある学校の中で、方南小学校と松ノ木小学校は校長というのは入っていないのですけれども、それでよろしいのでしょうか。他の学校は校長というのが一番上にあるかと思うのですが。

学校教育担当部長 第1回目の時、私が参加した時も校長先生はいらっしゃいまし

たけれども、少しお待ちください。調べます。

對馬委員 よろしくお願ひします。

委員長 そちらの方、確認をしていただければというふうに思ひます。

他にいかがでしょうか。特にはよろしいですか。

(「なし」の声)

それでは特にありませんので、ありがとうございます。校長の件の確認だけよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、「部活動活性化事業モデル実施について」の説明を引き続き、学校教育担当部長よりお願ひいたします。

学校教育担当部長 今年度からモデル実施しております部活動活性化事業について、ご報告申し上げます。

以前、ご報告申し上げましたとおり、9校20部活で実施しており、平成25年12月末現在で実施回数は資料に記載のとおり238回になってございます。

活動状況を検証するため、実施している学校、参加生徒、見守りの立会いを行っている保護者・学校支援本部及び指導をお願いした受託事業者をそれぞれ対象として、昨年12月にアンケートを行いました。

別紙資料をご覧ください。それぞれへの質問のうち、代表的なものの結果を円グラフと併せてお示ししました。2枚目のところでは。

まず、学校への質問で、生徒への成果がありましたか、という質問では「大変あった」、「あった」という回答が合わせて82%を占めています。また、顧問の先生の負担軽減が図られたか、という質問では「大変図られた」、「図られた」が合わせて84%となっています。「どちらともいえない」は11%、「図られていない」が5%でした。

次に、生徒への質問、民間人コーチの教え方はどうでしたか、という質問については、「大変わかりやすい」、「わかりやすい」という回答が合わせて79%、「普通」という回答が19%、「わかりにくい」が2%でした。また、民間人コーチに教えてもらってうまくなったと感じますか、という質問では「大変感じた」、「感じた」という回答が合わせて76%、「どちらともいえない」という回答が19%、「感じなかった」が4%でした。

裏面には立会いの保護者・学校支援本部への質問、受託事業者への質問の回答結果を記載しております。

また、自由意見についても主なものを記載しました。事業を開始してから、あまり日数が経っていない時点でのアンケートですので、即断することはできませんが、部活動の充実に向け、一定の効果はあるものと考えます。

今後の進め方ですが、今年度、実施した学校について、意向を確認したところ17部活が来年度も継続を希望しており、引き続き、実施します。

また、顧問が土日、見られる体制ができるといった理由から、3部活は実施しないことになり、この分につきましては、3月に新たに募集を行い、実施する部活動を選定していく予定です。

私からは以上です。

委員長 ありがとうございます。それではただいまのご説明につきまして、ご意見等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

対馬委員 ここに出てきたところは、大変いい評価が多かったように思うのですが、これに出てこないというのでしょうか、今回、指定を受けなかった部活などから、「いいな」、「うらやましいな」とか、そういう声などは上がらないのでしょうか。

学校教育担当部長 今年度も新たにやりたいという学校も幾つかあります。3校が抜けましたので、その分は新たに入れていこうと思うのですが、抜けた理由も、顧問の先生が自分でやれるというふうな申し立てがあったりしていますので、良い方向に回っているのではないかな、という感じはします。

対馬委員 ありがとうございます。

委員長 他にいかがでしょう。

教育長 この部活の活性化の杉並区取組は、東京都でも、また文部科学省でも注目しているところで、どうしてこういう事業を始めたかといいますと、ご承知のように、世代交代が進む中で、部活を担っていく教職員がだんだん減ってきました。また、担う教職員がいても時間的な余裕がなかなかなくなってきたり、体力的な問題も起きてきている。その一方で、部活に求める教育的な意義というのは依然として変わりません。非常に大きな意義を持っている。この、部活の必要性とそれを支えていく体制との間にある問題、これをどうやって解決をしていったらいいかというのが、これは杉並区に限らず、どこの自治体も、あるいは、どこの学校も抱えている大きな問題なわけです。

そういう意味で、本来、学校が教育活動の教育課程の外に置いてやってきたこ

うした部活動を、今後、どういうふうに維持していったらいいかという、その時に考えたのが、民間の、学校外の力を活用して部活の発展を図っていこうというものであるわけです。

ですから、今回、あと2年間、試行という形で進めていきますけれども、ここで得られた知見は、恐らく、今後、杉並区を越えて、広く日本全体の今の部活のあり方を問い直していくことにつながっていくと思います。

このアンケートの中の、上から2つ目のイのところに「50歳代（父母の介護等で時間体力の問題を抱える年代）」、まさにこれは、逆に言えば、保育を抱えている、若いというと語弊がありますが、教職員にとっても同じことが言えるわけで、長い教職年数の中で、ある時期はなかなか本務以外のことに時間を費やすことが難しくなってくることもあります。そういう時に、そういう状況を支えていくことができる体制があれば、また時間ができ、体制を整えば、また教員がそれに関わることができる。それが、先ほど部長が指摘した、今年、実施した3校においても教員が行うことができる体制が整ったという報告にもあるわけですが、いろいろな方法を組み合わせる中で、非常に教育的な意義の高い部活動を維持・発展させていく。そんな取組にしていきたいというふうに考えております。

委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

おおむね、さっき対馬委員がおっしゃったように、非常に肯定的な結果が出ているのですけれども、多少、やはり幾つかがある中で、最後のページの主な意見の中の、一番下の部分のところが、どちらかと言えば、今後、こういうものを課題としていきたいという中身の意見だというふうに思うのですけれども、一番最後の受託事業者の方で、「生徒とコミュニケーションをとらないと」という部分で、この辺のところが、なかなか日数が少ない中で、生徒たちとの意思疎通というのが非常に難しい部分があるのかなということが感じられますので、この辺については、ぜひ、早目に指導者の方たちとコミュニケーションがとれるような状況をつくっていただければな、と思うし、私の頃はだいたい先生が見ていた時代だったので、先生も一緒に加わってということで、今、教育長がおっしゃったように、先生方の負担軽減というのが図られてくる中で、また余裕が出てきたらということがあるので、それはぜひ期待をしていきたいなというふうに思っています。

ちょうど、オリンピックの開催もあって、そういう部分で、それを目的にする

わけではないですけれども、生徒たちには、よりよい力がつくような、そんなものが今後、さらに考えていければということと、発展していけばなということはずい期待をしたいなというふうに思っています。この課題の部分についてはぜひ、また考えていっていただければなというふうに思います。

学校教育担当部長 この「顧問の意向を聞き」という部分については、契約上の問題もございまして、この事業は委託契約の方法をとっています。委託契約の方法をとりますと、現場で先生等が指導者に指示したりということが労働者派遣法と同じように見なされるためにできないものですから、事前のコミュニケーションをきちんととることを契約の仕様上もきちんとうたっているのですけれども、やはり離れた時間だとか時期がありますので、この辺については工夫するように考えたいと思います。

それともう1つ、先ほどの質問なのですけれども、学校運営協議会の委員、学校の指定は4年となっていて、そのうち委員の指定が2年、校長については去年代わっていますので、4年のうちの任期でもう任期を4年間とってある。校長については期限がないので、基本的にそのまま委員になっているという状況です。

對馬委員 わかりました。メンバーには入っているということですね。

学校教育担当部長 入っています。

委員長 よろしいですか。では、今の件については、ぜひまた、課題についての対応を含めてお願いできればと思います。どうもありがとうございました。

では、続きまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説明を生涯学習推進課長からお願いいたします。

生涯学習推進課長 私からは「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」ご報告いたします。平成26年1月分になります。

資料をご覧ください。1月は全部で38件ございました。内訳としましては、定例のものが33件、新規のものが5件。種別の内訳は、共催が12件、後援が26件となっております。累計につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、新規5件の内容についてご報告いたします。

1ページ目をご覧ください。生涯学習推進課の社会教育センター分に新規が1件ございます。形態は共催、団体名は「NPO 法人 不登校情報センター」です。事業名は「第18回不登校・中退者のための進路相談会」。開催期間は平成26年

3月16日となっております。

続きまして、7ページ目をご覧くださいませでしょうか。こちらは済美教育センターの分になってございます。まず、一番上の新規、こちらは後援でございます。団体名は「NPO法人ジャパンアウトドアファクトリー」、事業名は「JOF日帰りアウトドア体験」、開催期間は平成26年4月19日と26日になってございます。

2件目にも新規がございます。こちらは後援でして、「一般社団法人視覚認知教育協会」、事業名は「学力アップのための視覚認知トレーニング」。開催期間は平成26年3月26日と4月2日となっております。

申し訳ございませんが、前のページに戻っていただきまして、5ページ目、1件、報告が漏れておりました。スポーツ振興課の新規がございます。こちらは名義形態は後援、団体名は「国際FSA拳真館空手道連盟」、事業名は「拳真館杉並(新人)空手道選手権大会」、開催期間は平成26年3月30日となっております。

最後に8ページ目をご覧くださいませでしょうか。中央図書館の新規でございます。形態は共催、団体名は「ちいさいおうち文庫」、事業名は「おじいちゃんが子どもだったころ～すぎなみのむかしのはなし」。開催は平成26年3月22日となっております。

以上が新規の分になります。私からは以上になります。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明にご意見等ありましたらお願いいたしますが、いかがでしょうか。

(「なし」の声)

では、特にありませんので、ありがとうございます。

それでは次に、「指定管理施設の一部開場時間延長について」の説明を引き続き、特命事項担当副参事(体育施設担当)からお願いいたします。

特命事項担当副参事(体育施設担当) 「指定管理施設の一部開場時間延長について」ご報告いたします。

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団及び株式会社東京アスレティッククラブ・東京フットボールクラブ株式会社・三菱電機ビルテクノサービス株式会社共同事業体(「TAC・FC東京・MELTEC共同事業体」)から、前年に引き続きまして、指定管理施設の開場時間の延長について協議があり、下記のとおり開場時間の延長を認めることといたしましたので、報告させていただくものでございます。

1の実施施設でございますが、(1)高円寺体育館体育室、(2)上井草スポーツセンター温水プール・トレーニングルーム、(3)上井草スポーツセンター運動場の3施設でございます。

2の実施時期及び開場時間、及び延長時間でございますが、それぞれ記載のとおりということで、早朝ないし夜間の延長ということでございます。

裏面にまいります。3の利用方法でございますが、(1)高円寺体育館体育室につきましては、指定管理者自主事業ということで、フットサルとしての利用でございます。(2)上井草スポーツセンター温水プール・トレーニングルームでございますが、こちらは一般使用ということでございます。(3)上井草スポーツセンター運動場でございますが、これは非常灯を使用して夜間照明を行いまし、指定管理者が自主事業を行うということで、教室事業、大人のサッカー教室、あるいはレディースエンジョイフットボール、サッカースクール等ということでございます。

承認条件でございますが、それぞれの施設について、記載のとおり承認条件をつけてございます。私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それではただいまのご説明にご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

これは、体育室は要するにいわゆる体育館の中ですよ。どこかの部屋とかではなくて。

特命事項担当副参事(体育施設担当) アリーナですね。

委員長 それから、上井草の方で、4番に電力不足の対応というのが出てきた場合には、ということなのですが、これはやはりアリーナの方も同じような考え方になるということですか。

特命事項担当副参事(体育施設担当) 全てのところで、そういった電力のひっ迫というような、喫緊の例でいいますと、東日本大震災の時のように夜間照明などの使用自粛といった例が出てくればご協力をいただいて、ということになります。

委員長 わかりました。

午後9時から2時間という午後11時ですよ。結構、遅い時間までというか、利用する方にとっては。

特命事項担当副参事(体育施設担当) 自主事業という形で限られていますので。

委員長 なるほどね。わかりました。他に特にはよろしいですか。

(「なし」の声)

ありがとうございました。

それでは続きまして、「アンネ・フランク関連図書の被害について」の説明を中央図書館長からお願いいたします。

中央図書館長 今日、中央図書館次長が総務財政委員会に出席しているため、私から報告をさせていただきます。

アンネ・フランク関連図書の被害ですけれども、まずは被害状況です。開架書棚に配置してありますアンネ・フランクの記述のある図書につきまして、一部のページが引きちぎられる形で修復不可能な形になっていました。被害数は、区立図書館 13 館中 11 館で、資料には合計 119 冊とありますけれども、その後の再調査により、最新の情報で合計 121 冊ということで、2 冊増えております。残る 2 館については被害がないという状況です。

経過ですが、隣接する練馬区から、2 月 3 日の午後に、アンネ・フランクの関係する図書に、引き裂きの被害が発生したという連絡が入りましたので、杉並区の「アンネの日記」について確認しましたが、その時点では被害はありませんでした。その後、2 月 6 日に、改めてアンネ・フランクに関する書籍を確認しましたところ、区立図書館 13 館中 11 館で被害が出ているということを確認したものでございます。

これまでの対応ですが、関連図書の引き上げを一旦、行いまして、被害状況の把握に努めました。それから、23 区の特別区図書館長会がございまして、そちらの方に情報を提供して注意喚起を図ったところでした。

2 月 6 日に口頭で所轄の杉並警察署に被害を訴えまして、12 日に被害届を提出しました。

2 月 21 日に被害の状況及び今後の方針がまとまったため、公表いたしました。

それと同時に、引き上げていた図書のうち、閲覧可能な図書を開架書棚に戻して、閲覧ができるようにいたしました。

今後の対応ですけれども、まずは被害にあった図書をただちに買い戻し、閲覧に供します。これにつきましては、ただいま個人からの寄贈とか寄附というものも、自宅にあるものを使ってくださいというような形で、実際に図書も送られてきていますし、それから、駐日イスラエル大使館からも今回、被害にあった図書を寄贈したいという申し出もございましたので、そういったものを併せて、なる

べく早く、以前の状態に戻して、閲覧に供したいというふうに思っています。

それから、今後、関連図書の点検をこまめに行いまして、被害の拡大を防止するというので対処をしていきたいということでございます。

私からの報告は以上です。

委員長 ありがとうございます。ただいまのご説明にご質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

對馬委員 被害にあった本の中に、絶版の本とかはなかったのですか。全部、手に入る本でしたか。

中央図書館長 絶版のものの中にはあり、数については、今、調査中です。ですから、なるべく古書店ルート等を通して調査をしますけれども、最終的に手に入るかどうかというのは、今のところわかりません。

對馬委員 そうなると、これはまた、大きな被害ですね。

中央図書館長 そうですね。特に、児童書の数がかなり多いのですけれども、そういったものについては、絶版になっているものが多いということで、心を痛めているという状況です。

委員長 他にいかがでしょうか。昨日も横浜の体育館で1冊、やはり見つかったという報道がありましたけれども、広がりを見せているようなそんな感じというのは、やはりあるのですか。

中央図書館長 東京都内については5区3市で、かなり公表されています。それから、そういう警戒態勢もとって、警察の方も捜査本部を置いて調査していますので、ある程度、これで収まるのかなと思いますけれども、他の地域等については、横浜市の例が出ていましたけれども、ちょっと、こちらとしてはわかりかねるという状況です。

委員長 杉並区が冊数としては一番多い、被害としては多いですね。

中央図書館長 冊数としては、約300冊のうち121冊が杉並区ということで、一番被害が多かったです。

委員長 開架書棚に戻すというふうには書いてあるのですが、もちろん確認しながらだと思えるのですけれども、それについては、特に、書棚に戻しても大丈夫な状況なのか。

中央図書館長 開架書棚に戻して、現状の体制の中で、職員が定期的に見回るとか、一般の利用している方もいますので、そういった方の利用に不快な思いをさせな

い程度に注意深く回っておりますので、そういう体制で被害というものについては防げると思っております。

委員長 本当に、ちょっと予想だにもしなかった被害なのですからけれども、特によろしいですか、他には。

(「なし」の声)

ぜひまた、確認をしていただきながらということで進めていただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、報告事項につきましては以上となります。冒頭にお諮りしましたように、これからは非公開として審議をさせていただきます。その前に、事務局次長の方からご連絡等ありましたら、お願いしたいと思います。

事務局次長 次回の日程でございますが、次回の3月12日の定例会につきましては、議会日程の都合により、委員長にご相談した結果、中止とさせていただくことになりました。そのため、次回の定例会は3月26日(水)、午後2時からを予定しております。

よろしくお願いたします。以上でございます。

委員長 それでは、次回の定例会につきましては、3月26日(水)の午後2時からということで、ご予定をお願いしたいと思います。

それでは、傍聴者の皆様、ご協力をお願いいたします。

引き続き、議案の審議を行います。

日程第1、議案第8号「杉並区幼稚園教育職員等の任免について」の議案を上程し、審議いたします。教育人事企画課長からご説明をお願いいたします。

教育人事企画課長 私から、議案第8号「杉並区幼稚園教育職員等の任免について」ご説明をいたします。議案提出の根拠は、いずれも、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第3号「職員の任免等に関する規定」に基づくものでございます。

それでは、お手元の3枚目、教育委員会審議用資料をご覧いただきたいと思います。

初めに、杉並区立子供園長の任命でございます。新たに子供園長に昇任するのは記載の2名でございます。この2名につきましては、副園長(事務取扱)というふういたします。

次に、小学校長の子供園長の兼務でございますが、来年度、高円寺北子供園に

つきましては、杉並第四小学校長が兼務することといたします。

次に3点目です。杉並区幼稚園教育職員は2名の新規採用者を予定しております。2名とも欠員補充によるものでございます。

4点目、杉並区学校教育職員の採用でございます。来年度から実施をいたします東京学芸大学附属小学校との人事交流によりまして、1名の教員を採用いたします。

5点目です。幼稚園教育職員の退職でございます。これは他区への人事交流による転出によるものでございます。

次に、杉並区学校教育職員の退職についてでございます。記載5名が普通退職となります。また、先ほどの東京学芸大学との人事交流によりまして、1名が退職の形をとり、転出をいたします。なお、この1名の教員につきましては、3年から5年の交流期間終了後、改めて採用することといたしております。

以上、いずれも任命等につきましては、平成26年4月1日付、退職につきましては平成26年3月31日付でございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございました。それでは、ただいまの議案のご説明につきまして、ご意見等ありましたら、お願いいたしますが、いかがでしょうか。

6の教育職員退職者というのは、これは要するに、区費教員の方たちですよ。

教育人事企画課長 はい。

委員長 5人というのは結構、多い方なのですか。

教育人事企画課長 昨年度も5人、ちょうどおりました。

委員長 特にはよろしいですか。

(「なし」の声)

それでは、特にご意見等はございませんので、議案第8号につきまして、原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第8号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございました。

以上で、予定されておりました日程は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。